○恵那市景観条例

平成24年３月22日条例第４号

恵那市景観条例

目次

前文

第１章　総則（第１条―第６条）

第２章　景観計画等（第７条―第10条）

第３章　行為の届出等（第11条―第18条）

第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条―第24条）

第５章　景観形成住民協定（第25条―第28条）

第６章　景観形成住民団体（第29条・第30条）

第７章　表彰及び助成（第31条―第33条）

第８章　景観審議会（第34条・第35条）

第９章　景観アドバイザー（第36条）

第10章　雑則（第37条）

附則

私たちの住む恵那市は、木曽川や矢作川をはじめとする大小の河川が流れ、市内の約８割を山林が占めるなど水と緑豊かな自然環境に囲まれたまちです。先人たちは、多様で変化に富んだ自然環境に寄り添った土地利用を行い、日々の営みから美しい生活風景を育むとともに、地域固有の歴史的文化的資源や特産品を生み出してきました。

先人たちのたゆまぬ努力により育まれてきたこの豊かな生活環境は恵那市の大きな魅力となっていますが、社会経済情勢の変化等により、持続的な保全活動や再整備に取り組むことなしには維持していくことが難しいものとなってきています。

そこで、先人たちにより培われてきた個性ある生活環境や美しい景観を大切に保全するとともに、文化的で豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐために、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項その他良好な景観の形成に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、恵那市の景観を守り、育て、つくり、生き生きとした美しいまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号）の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　景観形成　周囲の環境と調和した恵那市らしい個性と魅力のある景観を守り、育て、及びつくることをいう。

(２)　市民　市内に住所を有する者、市内で働く者及び市内で学ぶ者をいう。

(３)　事業者　市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(４)　工作物　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に掲げる工作物及びこれらに類するもので、規則で定めるものをいう。

（財産権等の尊重及び公益との調整）

第３条　市、市民及び事業者は、この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、良好な景観形成を図るための施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

２　市は、良好な景観形成に関わる施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意向が反映されるよう努めなければならない。

３　市は、市民及び事業者の主体的な取組を促すため、景観に関する知識の普及や意識の高揚につながる施策を実施するとともに、必要な支援策を講ずるよう努めなければならない。

４　市は、公共施設の整備などを行う場合には、第７条に規定する景観計画との整合性を図るとともに、良好な景観形成の先導的役割を果たすよう努めなければならない。

５　市は、良好な景観形成を図るために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対して協力を要請するものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、自らが景観形成の主体であること及び良好な景観の受益者であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めなければならない。

２　市民は、景観が市民共有の財産であることを認識し、市が実施する良好な景観形成のための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、自らの施設及び事業活動が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識するとともに、専門的知識、経験等を活かし、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めなければならない。

２　事業者は、景観が市民共有の財産であることを認識し、市が実施する良好な景観形成のための施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　景観計画等

（景観計画）

第７条　市長は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第８条第１項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

（景観計画の策定等）

第８条　市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第９条の規定による手続を行うほか、あらかじめ、第34条に規定する恵那市景観審議会（第34条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（景観形成重点地区）

第９条　市長は、景観計画区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認められる次の各号のいずれかに該当する地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

(１)　本市を代表するような特徴的な景観を有している地区

(２)　住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区

２　市長は、重点地区に次の事項を定めるものとする。

(１)　法第８条第２項第２号に規定する行為の制限に関する事項

(２)　その他良好な景観の形成上、市長が特に必要と認める事項

３　市長は、第１項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会、当該地域の住民及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

４　市長は、第１項の規定により重点地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

５　前２項の規定は、重点地区の変更及び解除について準用する。

（景観計画との適合）

第10条　景観計画区域内において法第16条第１項に規定する行為をしようとする者は、景観計画との適合を図るものとする。

第３章　行為の届出等

（届出を要する行為）

第11条　法第16条第１項第４号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(１)　土石の採取等における土地の形質の変更

(２)　屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

（行為の届出）

第12条　法第16条第１項又は第２項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。

２　法第16条第１項又は第２項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出を行う前に当該行為の設計、施行方法等について、市長に協議することができる。

３　市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、その協議に応じ、速やかに、必要な助言をするものとする。

（行為の通知）

第13条　法第16条第５項の規定による通知に関し必要な事項は、規則で定める。

（届出及び勧告等の適用除外）

第14条　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、別表に掲げる行為以外の行為とする。

（届出をした者に対する通知）

第15条　市長は、法第16条第１項又は第２項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

２　市長は、当該届出に係る行為について、景観計画の趣旨に照らし良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導するものとする。

３　市長は、前項の規定により助言し、又は指導しようとするときは、あらかじめ、審議会又は第36条に規定する恵那市景観アドバイザー（第36条を除き、以下「アドバイザー」という。）の意見を聴くことができる。

（勧告の手続）

第16条　市長は、法第16条第３項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会及びアドバイザーの意見を聴くことができる。

（勧告に従わなかった旨の公表）

第17条　市長は、法第16条第３項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則に定めるところにより、その旨を公表することができる。

２　前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該勧告を受けた者の所在が判明しないときは、この限りでない。

３　市長は、第１項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の完了の届出）

第18条　法第16条第１項若しくは第２項の規定による届出をした者又は同条第５項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。これらの者が、当該届出又は通知に係る行為を中止したときも、同様とする。

第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物の指定）

第19条　市長は、法第19条第１項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、当該景観重要建造物に係る所有者の同意を得るよう努めなければならない。

２　市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

３　前２項の規定は、法第27条第１項又は第２項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときについて準用する。

（景観重要建造物の指定の標識）

第20条　市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第２項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(１)　指定番号及び指定の年月日

(２)　景観重要建造物の名称

（景観重要建造物の管理の基準）

第21条　法第25条第２項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(１)　景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。

(２)　消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(３)　景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を掌握し適正な管理を行うこと。

(４)　前３号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

（景観重要樹木の指定）

第22条　市長は、法第28条第１項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、当該景観重要樹木に係る所有者の同意を得るよう努めなければならない。

２　市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

３　前２項の規定は、法第35条第１項又は第２項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときについて準用する。

（景観重要樹木の指定の標識）

第23条　市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第２項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(１)　指定番号及び指定の年月日

(２)　景観重要樹木の樹種

（景観重要樹木の管理の基準）

第24条　法第33条第２項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(１)　景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(２)　景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

(３)　前２号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

第５章　景観形成住民協定

（景観形成住民協定の締結等）

第25条　景観計画区域内の一団の土地又は建物の所有者及び借地権を有する者は、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（法第81条第１項に規定する景観協定を除く。以下「景観形成住民協定」という。）を締結することができる。

２　前項の景観形成住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(１)　景観形成住民協定の名称

(２)　景観形成住民協定の目的

(３)　景観形成住民協定を締結した者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(４)　景観形成住民協定を締結した者の代表者（以下「代表者」という。）の氏名

(５)　景観形成住民協定の目的となる土地の区域

(６)　良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア　建築物の形態意匠に関する基準

イ　建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ウ　工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ　樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

オ　屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

カ　農用地の保全又は利用に関する事項

キ　その他良好な景観の形成に関する事項

(７)　景観形成住民協定の有効期間

(８)　景観形成住民協定の変更、継続又は廃止の手続

３　前項の規定による景観形成住民協定を締結した者は、規則で定めるところにより、協定書を作成し、市長にその認定を申請することができる。

４　市長は、前項の規定による申請のあった協定書が規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを景観形成住民協定として認定するものとする。

５　市長は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その旨を告示するものとする。

６　市長は、第１項の景観形成住民協定のうち、法第81条に規定する要件をすべて満たす場合は、法第83条の規定に基づき景観協定の認可を行うことができるものとする。

（景観形成住民協定の変更又は廃止）

第26条　景観形成住民協定の代表者は、当該景観形成住民協定を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（景観形成住民協定の認定の取消し）

第27条　市長は、前条の規定による廃止の届出があったときは、景観形成住民協定の認定を取り消すものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、景観形成住民協定の認定を取り消すことができる。

(１)　景観形成住民協定の内容が第25条第４項の規則で定める要件に該当しなくなったとき。

(２)　景観形成住民協定の内容又は運用が良好な景観の形成を推進する上で適当でなくなったとき。

３　第25条第５項の規定は、景観形成住民協定の認定の取消しについて準用する。

（景観形成住民協定への配慮の要請）

第28条　市長及び景観形成住民協定の代表者は、当該景観形成住民協定の対象となる区域内において、当該景観形成住民協定に適合しない行為を行おうとする者に対し、当該景観形成住民協定に配慮するよう要請することができる。

第６章　景観形成住民団体

（景観形成住民団体の認定）

第29条　市長は、景観計画区域内の一団の土地における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定める要件に該当するものを景観形成住民団体として認定することができる。

２　前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請が規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを景観形成住民団体として認定するものとする。

４　市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

５　市長は、第３項の規定により認定した景観形成住民団体が規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

（景観形成住民団体による計画提案）

第30条　前条第３項の規定により認定を受けた景観形成住民団体は、法第11条第２項に規定する景観計画の策定又は変更を提案することができる団体とする。

第７章　表彰及び助成

（表彰）

第31条　市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

２　市長は、前項に掲げる者のほか、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる活動を行った個人及び団体等を表彰することができる。

（良好な景観の形成に寄与する行為に対する助成）

第32条　市長は、景観形成重点地区における建築物の建築等又は工作物の建設等が、その区域に係る景観計画に適合し、かつ、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められるときは、これらの行為をしようとする者に対し、当該行為に要する経費の一部を助成することができる。

２　市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をする場合にあっては、技術的な援助を行い、又は当該行為に要する経費の一部を助成することができる。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対する助成）

第33条　市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、その保存のための技術的援助を行い、又はその保存に要する経費の一部を助成することができる。

第８章　景観審議会

（景観審議会）

第34条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として、恵那市景観審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査又は審議するものとする。

３　審議会は、良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べることができる。

（景観審議会の組織）

第35条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(１)　学識経験を有する者

(２)　各種団体の関係者

(３)　市民を代表する者

(４)　市長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

６　前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第９章　景観アドバイザー

（景観アドバイザー）

第36条　市長は、良好な景観の形成を推進するため、恵那市景観アドバイザー（以下この条において「アドバイザー」という。）を設置する。

２　アドバイザーは、行為の届出の事前協議、公共施設のデザイン、景観を活かしたまちづくりに対する専門的な助言等の支援を行うものとする。

３　アドバイザーの定数は、３人以内とする。

４　アドバイザーは、良好な景観の形成に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

５　アドバイザーの任期は、２年とする。

６　アドバイザーは、再任されることができる。

７　前各項に定めるもののほか、アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。

第10章　雑則

（委任）

第37条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。ただし、第10条から第18条までの規定は、平成24年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に策定されている景観計画は、この条例の規定に基づき定めた景観計画とみなす。

３　この条例の施行の際現に着手している行為については、この条例の規定は適用しない。

（恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年恵那市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「 |  |  |  |  |  |
|  | 法令遵守審査会委員 | 弁護士 | 日額 | 20,000円 |  |
|  | その他の委員 | 10,000円以内 |  |
|  |  |  |  |  | 」 |

を

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「 |  |  |  |  |  |
|  | 法令遵守審査会委員 | 弁護士 | 日額 | 20,000円 |  |
|  | その他の委員 | 10,000円以内 |  |
|  | 景観審議会委員 | 景観に関して専門的識見を有する委員 | 日額 | 10,000円以内 |  |
|  | その他の委員 | 3,000円 |  |
|  |  |  |  |  | 」 |

に改める。

別表（第14条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の種類 | 行為の規模・内容 |
| ①　建築物の建築等 | 新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む。）。ただし、増築又は改築に係る部分の床面積が100㎡以下のものは除く。 | 規模基準 | 高さ10ｍ以上又は同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が1,000㎡以上のもの |
| 色彩基準 | 外観について、以下の色彩を用いる延べ床面積が80㎡以上のもの。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によってしあげられる部分の色彩、見付面積の１／10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。 |
|  | Ｒ（赤）、Ｙ（黄）：彩度3.5以上ＹＲ（黄赤）：彩度5.5以上ＧＹ（黄緑）～ＲＰ（赤紫）：彩度1.5以上 |  |
|  |  |  |
| ②　工作物の建設等 | 新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のものは除く。 | 規模基準 | 高さ15ｍ以上擁壁、さく、塀の類については、高さが２ｍかつ見附面積が50㎡を超えるもの |
| 色彩基準 | 建築物の建築等と同様 |
| ③　開発行為 | 規模基準 | 面積が1,000㎡以上のもの |
| ④　土石の採取等における土地の形質の変更 | 規模基準 | 変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの |
| ⑤　屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。ただし、次に掲げるものを除く。ア　家畜用飼料の堆積及び工業団地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるものイ　60日を超えて継続しないもの | 規模基準 | 堆積に係る土地の面積が500㎡以上のもの |